

間島國境問題

第一章 緒言

第二章 清韓交渉の歴史

第三章 乙酉の勘界談判

第四章 丁亥の勘界談判

幣

原

坦

間島國境問題

幣

原

坦

第一章 緒 言

間島か清韓兩國の問題たりしや久しこいふへし。乙酉丁亥（我明治十八年及二十年）には、兩國互に員を派し界を勘し、はては雙方より多少の讓歩ありしに係らす、議論遂に解決に至らす。鳥兔勿々、又二十年を経過し、韓國が日本の保護を受けてより、事件は延て日清間の國際問題となり。

間島とは、韓民が始めて豆滿江を越えて耕作を試みたる、鍾城穩城の間なる、分流地點の一地名より起り、韓民の移住次第に繁く、豆滿江沿岸一帶の地に蔓延するに及び、遂に其全體を呼ぶの名稱となるに至れること、乙酉勘界使李重夏の啓草別單に見えたり。間島又墾島といふ。韓音相通する也。又墾の字畫を省略して艮島とも書き、一に北墾島とも稱す。新に開墾せられたる川と川との間の地方といふ義に過ぎず。

今日鴨綠江の北岸にも、韓民の移住甚多く、號して南間島、又は西間島といふ。豆滿沿岸の北墾島に對せる名稱たるのみ。然れども鴨綠以北は、是れ清國の領土にして、勘界の問題外に屬するか故に、茲に陳へむとする所には入らざる也。

間島の四至疆域は、正確に明言するを得ず。されど、西は白頭山（長白山）を限り、東は豆滿分東兩江合流の邊に至る。韓人の主張より推算すれば、大約分東江の上流と松花江の上流とを連絡して、之を其北境と考定せるものと如し。而して其地名も、繁瑣にしてよく知れ難きを以て、専ら豆滿江南岸の地名を冠して唱へつゝあり、茂山の北にあるを茂山間島といひ、會寧の北にあるを會寧間島といひ、鍾城、穩城の北にあるを、鍾城間島、穩城間島といふか如し。

間島に關する日清の交渉は、猶未だ解決に至らず。而も從來のゆきかたりは、人の知らむこと欲する所也、茲には主として、韓國に存せる文書によりて其梗概を叙す。或は大方考查の葉ともならは幸のみ。若しそれ之に關する清國、及其他の方面に於ける史料を供給せられ、又は批評を賜はらむ人あらば、増補訂正の益、獨り余の喜のみに止まらせんへし。

第二章 清韓交渉の歴史

間島問題に關して一の重要な事件たる、白頭山定界碑の建立は、今を遡ること百九十六年、朝鮮肅宗の三十八年にあり。年の四月、烏喇總管穆克登、勘界の任を帶びて邊境に

來り、朝鮮の接伴使朴權、咸鏡道觀察使李善溥と會し、朝鮮の萬戶李義復、趙台相と共に、分水嶺の頂に登り、相議して碑を建つ。碑は山頂の大澤より東に下るこ十韓里にあり。高さ二尺餘、幅一尺餘、正面に刻して「大清烏喇總管穆克登、奉旨查邊、至此審視、西爲鴨綠、東爲土門、故於分水嶺上、勒石爲記、康熙五十一年五月十五日、筆帖式蘇爾昌、通官二哥、朝鮮軍官李義復、趙台相、差使官許樑、朴道常、通官金應灝、金慶門」こと曰ふ。後世清韓兩國の見解を異にせる點は、即ち文中に所謂「東爲土門」の一句にあり。

正祖の朝、大提學より吏曹判書に進み、純祖の元年（西暦一八〇一）を以て死せし洪良浩は、其著白頭山考に、土門江は豆滿江の上流なりと説き（耳溪外集、卷十二、第二十七丁右）、更に其委曲を述べて曰く、碑後より轉上數十步にして、東西に乾溝あり、東を土門といひ、豆滿江と宣城に會す（耳溪外集、卷十二、第二十九丁右）、更に穆克登の復令を轉載せるは、最有益なりしこす。曰く、立碑後、從土門源、審視流、至數十里、不見水痕、從石縫暗流、至百里、方現巨水、此無水之處、如何使人知有邊界、不敢相犯我國、以土門源斷處、或築土、或聚石、樹柵以接下流之意、申復云、（同、第二十九丁右、及左）。今より百年以前に於て、地勢未だ全く瞭然たらずして、漠然土門江を豆滿江の上流と目せし者あることを亦知るへき也。

前韓皇の十九年（我明治十五年）冬、吉林將軍より朝鮮に發送せる公文書の中に、土門以西以北佔墾の朝鮮貧民を刷還すこあり。翌年四月、清國敦化縣の告示に、鍾城、會寧、南邑の越邊は、民をして歸回淨盡せしむこあり。是に於て鍾城、穩城、會寧、茂山等の邊民は、清國か、今豆滿江を以て、碑文の所謂土門江と同一視せるを不可とし、碑の出る處に至りて詳に形勢を探り、鍾城府使李正來に訴ふるに、速に敦化縣に照會して、國界を査定せむことを以てしたり。其願書の趣旨にいふ、土門と豆滿とは全く別流にして、土門は其源を分水嶺上定界碑のある處に發す。豆滿江の源は、全く朝鮮の國界内に發せるものにして、清國の關知する所にあらず。清人或は土門といひ、或は圖們と稱するも、土門は定界碑の處に流るゝ川にして、圖們は慶源府より下りて海に入る川を呼ぶ。後者は即ち豆滿と相同也、今清國官憲か、豆滿以北を指して土門以北となす。是れ土門以南に雜居せる清人か、朝鮮人の爲に耕作の利を占めらるゝをねたみ、之が驅逐策を講じて、敦化縣に誣告せしより、遂に公然同縣の告示となりしなりといへり。

是時に當り、魚尤中は西北經畧使として慶源府にあり。乃ち鍾城の人金禹軾をして、分水嶺に登りて實況を踏査せしむ。禹軾、五月十五日を以て碑を探り、二十九日、還りて經畧使に復命する所あり。然れども其復命は、土門豆滿の事につき、猶明亮を缺きしものこ見ぬ（此時の金禹軾の探界路程記によるも^{北輿要選卷}第二丁右黑龍江の源は明記せるも、土

門豆滿の説明さたかならす）、更に再探に從事せしめ、鍾城の人吳元貞をして、禹軒に伴つて共に登山せしむ。禹軒等、是に於て復た白頭山に登り、七月一日會寧に還り、乃ち經略使に復命せり。今回禹軒の探界日記によれば（北輿要選、卷下、第二丁左、及第三丁右）、地勢稍分明也。即ち彼等は、碑のある處に到りて其文を刊し、大角峰を踰にて土門の下に出て、泡石浦に至る。此間無水の谷約百韓里也。是より次第に水出て、川を成す。土門江是也。江を渡り北の方石陵に至れば、三江合流の處あり。原流は土門江にして、其他の二水、源を北饑山に發し、西流するものは黃水こなし、北流するものは黃口嶺水こなす。此三江合流の末は黒龍口に入る也。北饑山の東南より出つる二大川は、合して正南に流れて豆滿江に入る。兀口江是也。北饑山の西南より出つる二大川は、流れて土門江に入るこいふ。韓人の所謂豆滿土門の別、是に於てか明瞭こなれり。

魚丸中乃ち、鍾城府使をして敦化縣に照會せしむ。其中にいふ、我國に於ては、土門豆滿こを別流こ解し、古圖の憑據すへきものあれこも、未だ其源を窮むるに至らざりしに、今我邊境列邑の民、私に源を探りて、歸りて報告する所あり。我官憲は、漫に民言に據らす、又別に人を遣はし、穆總管の定界碑を尋ね、土門江の源流を審査せしむるに、果して民言こ符合せり。貴縣宜しく實地を調査し、康熙年間に畫定せし境界に遵はるへし。就ては貴縣より人を派し、我派員こ共に、先づ白頭山の定界碑を窮め、土門發源の

處を審にし、以て境界を明かにせられむことを請ふ。是れ土門豆滿の爭議に關する公文往復の始なるへし。

前韓皇の二十二年（我明治十八年）、安邊府使李重夏、勘界使に任せられ、清國の派員と共に、境界問題を解決せむと試みたり。九月一「十六日、李重夏は、從事官趙昌植と會寧府に至り、清國の派員たる、邊務交渉承辦處事務德玉、護理招墾邊荒事務賈元柱（以上璉春より來れる者）、及督理商務委員秦煥（吉林より來れる者）と、談判兩日に亘り（九月三十日十月一日）、朝鮮勘界使は、先づ定界碑を勘査せむといひ、清使は圖們江の源流を踏査すへしこいひ、互に固く執て主張を曲げず。十月三日出發、漸く進みて豆滿江の上流、西豆水（西頭水とも書けり）、紅湍水（紅丹水又は洪丹水とも書けり）、紅土山水の、三川分流地點に到りしに、清國の派員は、復た豆滿江の本流勘査を主張し、朝鮮勘界使は、先づ碑のある處を審にせむといひ、議論猶一致せざりしかば、遂に道を分ちて、三方より進むこくなり、十五日、朝鮮從事官趙昌植、隨員李奐燮、金禹軾等は、德玉と共に紅湍水源を探り、隨員吳元貞は、清國の繪圖官廉榮と共に、西豆水源を尋ね、勘界使李重夏、按撫中軍崔斗衡、隨員崔五吉、權興祚等は、清の派員秦煥、賈元桂と共に、紅土山の水源に沿ひて、定界碑の所在地に至る。而して諸員、二十七日を以て茂山に歸還せり。

此時李重夏より朝鮮國王に上りし啓文によれば、白頭山頂の大澤の南麓十韓里にして定界碑あり。碑の西數步にして谷あり。是を鴨綠江の源^ミなす。碑の東數步にして亦谷あり。土門江の源即^シ是也。此處、石堆土堆を連設する^ミ九十韓里、其高さ數尺、堆上樹木おのづから生し、中には甚太きものあり。是れ立碑當年の限界^ミ見^ルたり。東の方大角峯に至り、谷の形忽ち狹くなり、土岸對立して門の如^シ。土門江の名起れる所以也。かの豆滿江の上流、衆水發源の中、此堆に最近きものは、紅土山の水源なるも、是れこて相離る^ミここ四五十韓里^ミ。土門江の形勢を見れば、碑の東より直に谷^ミなりて下る^ミここ百餘韓里、始めて水出て^ミ川^ミなり、東北に流れて松花江に入る。清國の派員は以爲らく、當國の境界は、も^ミ圖們江にして、今實地を踏査するに、碑の東の谷は松花江の上流なれば、碑文に所謂「東爲土門」^ミ符合せず、頗る疑ふへしこ。然れども、碑、堆、及土門の形勢右の如くにして、豆滿江の上流は遙に之^ミ隔つるか故に、朝鮮にては、初より土門を以て定界^ミ認む^ミ説明するも、清國の派員は、圖們江の正源を以て定界なり^ミ主張して止ます。朝鮮勘界使は、紅湍水源か、西の方鴨綠の支流^ミ相距る^ミ七十五韓里、立碑の處^ミ南北相距る^ミ百三十韓里、西豆水か、立碑の處^ミ南北相距る^ミ實に四五百韓里なれば、碑文の所謂「東爲土門」^ミ關係なし^ミ辯せるも、清國の派員は碑界江源の自國製地圖に合せざるを疑つて下らす。乃ち各々碑文^ミ地圖^ミに證印

を捺して相頌ち、十一月三十日、會寧府より別れて國に歸れり。國界問題遂に解決に至らす。是より二年、丁亥の年（我明治二十年）、再び勘界の談判あり。此度は、兩國の派員、局を結はむとして盡力する所あり。朝鮮勘界使、大に歩を譲りて紅土水に界を定めむごし、清國派員も、石乙水を界させむごまていふに至りしも、是亦議論一に歸せすとして止むごごなれり。兎に角も、前陳乙酉、丁亥の査界は、正式に清韓兩國より人を遣はして、共に實地検分の上、談判をなさしめしなれば、大に後の参考となるか故に、更に其委曲を後章に縷述すべし。

かくて日清戰爭となりしか、戰後二年（明治三十一年、韓國光武二年）の秋、鍾城の民吳三甲等、又上書して、間島居住民の貫籍を失ふごとを訴へしかは、韓皇旨を下して政府に稟申せしめたり。三甲等乃ち、其翌年を以て内部大臣に訴へ、内部大臣李乾夏は、咸鏡北道觀察使に訓令を發して、之を勘查せしむ。是に於て、咸北觀察使李鍾觀は、慶源郡守朴逸憲をして、觀察府主事金應龍と共に、往て査界の任に當らしむ、逸憲等四月十六日出發、五月十五日歸還、觀察府に復命する所あり。其要旨は、定界碑の東西なる分水の谷は、恰も八字形をなし、西は鴨綠江の谷にして、東は土門江の谷たり。碑及堆は、豆滿江の上流を去るご九十韓里餘、然るを豆滿江を指して土門江なりとするは誤れり。碑より東の谷に從て下れば、石堆あり。其延長二十韓里。大角峯に至りて土堆ご

なり、更に東に亘ること七十韓里。其間土壁ありて門の如し。土門江の名因て起れる所以也。土門江の源は、石堆土堆をつたひ、杉浦に至りて水始めて出て、北甑山の西を廻り、流るところ五六百韓里にして松花江と合し、更に東して黒龍江となりて海に入る。此土門の水流は、清韓兩國の界なるに、韓國は初め邊鬪を慮りて、流民のこゝに赴くを禁せしか、清國人其虚に乗じて占居せりといふにあり。

觀察使乃ち、月の二十五日を以て、内部大臣に報していふ、鴨綠土門の國界たるは、天成の地形素より當に然るべし。勘界使李重夏、曩に是を以て清國の派員と論辯し、而も事遂に決せざりしは、國民の恨とする所。今や韓民の間島にある者數萬戸、而して清民は數千戸を出です。然るに彼れ、先占の勢を以て韓民を抑壓し、賤役に驅使し、或は清國の俗に従はしむ。されど其實、韓民は皆本國の籍に入るを願はざる者なし。茲に碑文と地圖とを封し、金應龍をして上送せしむ。

光武六年（我明治三十五年）、在間島の韓台教等、早く間島居留の韓民を調査して、之か戸籍を作り、官を置て以て政府より保護を與へられむことを乞ひ、池用洙、張鳳翰、金炳燮等を京城に遣はじて、内部に訴へしむ、内部乃ち李範允を以て視察使とし、李秉純、李昇鎬を以て委員となし、往て其地を踏査し、且其民を綏撫せしむ、範允命に從ひ、七月二十三日豆滿江を渡り、間島に赴て韓人を撫諭し、以て韓國の版籍に入らしむ。

此時在間島韓民二萬七千四百餘戸、男女十餘萬口あり。範允又、勘界の舊記を編して他日の公證に資せむこ欲す。慶源の金魯奎之が編輯の任に當り、光武七年を以て開刊せしもの即ち北輿要選^{こなす}。先年皇城新聞社長張志淵、丁鏞の我韓疆域考を増補するに當り、其末尾に附する所の白頭山定界碑考は、全くこの北輿要選に據りて文を成せり。

視察使李範允か、光武六年より七年にかけて、度々内部に報告せしものによれば、在間島の清國官吏は、同地在留の韓民に壓迫を加ふること甚しく、兵を縱つて肆に韓民を捕縛笞杖^しし、或は財を奪ひ稅を課^しし、甚しきは之を銃殺するに至る。韓民止むを得ず、私に砲を備へて自衛の道を講するも、危險極りなく、訴願續出するか故に、速に駐在官を置て、以て韓民の生命財産を保護せしむへし^{こい}へり。是に於て、内部地方局長代辦禹用鼎は、意見書を政府に提出し、外部より清國公使に談判して、土門江以南を韓國の領地^こ確定し、官を設け稅を課せむことをすゝめ、先づ間島に管理を置き、該地の事務を專掌せしめ、韓民保護の任に當らしむへしこ建言し、議政府參政金奎弘故學部大臣亦上奏して同意見を述へ、視察使李範允を以て、間島管理たらしむるを可なり^{こす}すと提議せり。外部乃ち、清國公使許台身に此事を知照せしむ、許公使は之を不可^{こし}む、間島の清國領なるを主張し、清國より已に地方官を派して、該地方の事務を專掌せしめ居れるを以て、韓國の管理を置くは當を得ず^こ抗議し、外部亦之に對して辯駁を重ねる内に、北

邊いよ／＼騒擾にして、やかて日露戰爭とはなれり。而して交戰中明治三十七年十月十三日の漢城新報は、清曆五月二日、清國吉強軍統領胡殿甲、延吉廳同知陳作彥か、韓國參領金命煥と會して、新條約を議定せしものゝ如くに傳へ、其約款十二ヶ條を掲載せり。就中、（一）、兩國の境界は、白山の記標を以て證こなす。仍て兩國政府は、員を派し會同して之を査すへきなり、其以前に於ては、舊章に照し、圖們江を以て境界こなし、各其汎域を守り、縱に兵丁の武器を携帶して、境界を越へ釁を滋くするを得ず。（二）、韓人李範允は、境界に於て數次事を滋くす。韓國境界官は速に之を禁止すへし。若し再び境界を犯すか如きこゝあらむか、是れ故なくして條約を破るものなれば、惟韓官其責に任せざるへからず。（三）、韓人李範允は、北壘島を管理す。斯の如きは、未だ清國政府の准さる所にして、清國境界官は之を認めず。韓國境界官も亦之を認めざるへし。（四）、古間島、即ち光霽谷假江地は、舊により鍾城韓民に租種の權ありこゝが如きは、其主要なる條項なりこ雖、是れ素より韓國政府の承認せざる所なるへく、又行文中、事理の通せざるふしなきに非す。蓋し清國の邊境官が、かかる意味の條約を締結せむこして、成らざりしものなるへし。

第三章 乙酉の勘界談判

前韓皇の二十二年乙酉（我明治十八年）、清韓兩國派員の、談判ありしこは、前章に一言せり。是れ一の重要な事件なれば、茲に重ねて縷陳する所あらんこす。年の三月、清國官憲より、兵を間島に派して非違を檢せしむるの照會ありしものを見た、韓國會寧府の接撫營より之に對せる覆照を發し、豆滿土門兩江の間は、幾百年間荒蕪の地たりしか、近年兩國邊界の民、入耕して沃壤を變するに至れるを、今貴國より兵を派遣せられては、幾年堵に安んするの民、驚て其業を失ふへきか故に、派兵を中止して兩國より委員を出し、以て疆界を一定せむことを乞へり。然るに清國官憲は、之に耳を傾けざりしたものゝ如く、三月二十九日、清國人、隊を作て茂山に來り、社島に至て旗を立て、農舎を焼き人畜を逐ふ。四月九日、騎馬の清人二名會寧に至り、十日茂山に向け出發せり。其用向を問ふに、去月十六日、茂山間島に非違を摘發したるか故に、吏を派して之を調查せしむこいふ。四月十一日には、騎馬の清人一名、茂山より甫乙下鎮の境内なる、白龍洞の間島に至り、火を農舎に放ちて甫乙下鎮に至る。其故を問へは上官の命により、間島防禁の爲にすこいふ。而して更に間島の農舎三箇所に放火して永綏村に來り、復た江を越えて農舎を毀焚し、農民を毆逐す。十三日には、茂山、鍾城邊に、清兵の來

往繁く、間島の農舍を焼き、農民を驅逐する例の如し。此清兵は、璦春の守兵、及南岡の屯兵にして、其稱する所によれば、邊境の韓民、清國領土に侵入して耕作に從事するか故に、璦春副都統衛門の命によりて、此等の韓民を驅逐するなりといへり。

是に於て、朝鮮政府より、いよ／＼勘界使を派遣して、清國の委員と談判せしむるところなり、安邊府使李重夏を以て、其任に當らしむるに至れる也。八月九月の交には、會寧、慶興は、勘界使を迎ふるの準備に忙はしく、九月十八日には、清人二名、勘界の公文を持して按撫營に到り、勘界使の一行も、二十日を以て鏡城に至り、清國の督理秦熺は、已に十六日に花龍嶺（會寧の對岸）に來り、德玉、賈元桂の兩委員も、亦引つき同所に相會せり。

九月二十六日、朝鮮勘界使李重夏會寧に着し、德玉、賈元桂の一行も來着し、二十八日、秦熺亦會寧に到る。三十日、いよ／＼談判は會寧に於て開始せられたり。

兩國委員互に職責を照明して後、朝鮮勘界使は、今回の事、専ら碑を詳査するにある旨を述へしに、清國派員之を駁じていふ、宜しく圖們江の邊界を勘定すへし、何ぞ查碑に専らなるを得む、碑文は或は證ごすへきあり、或は證ごす可らざるありご。蓋し碑の所在地より、河流に沿ひ、下つて境を定むるご、豆滿江より、流に溯つて境を定むるごは、雙方の主張上に甚大なる影響を有するを以て也。勘界使いふ、敵邦貴國の恩を蒙る

るここ一日にあらさるは、君臣上下の感激する所、豈據るなきの事を以て煩をなさむや。もご北道の民、中外一家、共に大國の赤子たるの感を抱き、往いて豆滿江の沿邊に耕す。然るを璉春より派する所の兵、其農舍を焚毀し、民人を驅逐す。慘害言ふへからず。惟ふに白頭山分水嶺上、已に康熙帝劃定する所の碑あり。決して漫に驅逐せらるへきにあらず、在璉春の諸大人、未だ原碑を詳察せざるか故に、支吾を生するに非るなきを得むや。派員會同の事は、初より地を獲むこするにあらず、敵邦の地は皆これ清朝の所有なるのみ。只生民の顛蹙を見て訴ふる所なくんは、康熙帝立碑の本意に辜負するか故に、證告して以て、隠るくなきの心を明かにするのみ。碑は最重大なる關係を有するものなるに、其眞偽辨し難しこなすは、驚かざるを得す。地勢江形に至りては、只第二の事に屬す。敵邦の控告する所は、唯碑堆の一案にあり。是にして疑ふへくんは、何そ敢て他を論するを須むや。清の派員曰く、果して然らば、朝鮮國王より我禮部に咨するに、立碑の舊界を勘査するを請はすして、圖們江の舊界調査を請ふは何そや。且圖們ご豆滿ごは、實に一水のみ。遍ねく勘査の後、自ら公論あるへし。請ふ平心、以て此事を辨する可也ご。朝鮮勘界使いふ、共に山に登りて調査の上、豆滿の上流、もし分水嶺の碑堆に相接すれば、敵邦の前言誠に誤れり。又もし之こ接せず、而して碑堆に近き水源は、別に一流をなし、土壁門の如き形をなさは、敵邦の主張據る所あるなりご。

清國の派員いふ、沿江越江の地は、曩に吉林の李知府の査定によるも、明に清國領に屬す。李知府人となり慈祥愷惻、豈他國の領土を占有し、窮民の生路を絶たむや。此地果して朝鮮の地ならは、初より争ふの要なきも、清領なるか故に、主張を曲げさるのみ。豆満コモリ圖們トムは、兩江の名にあらず。碑はいかやうなりごも事を記すを得へし。分界の實據シラフこすへからず。清國の所謂圖們江は、貴國にては之を豆満江コモリといひ、清國の海蘭河を、貴國にては圖們江トムといふ。相共に其水源を審勘せは自ら判明せむ。碑も亦調査すへきも、それより先きに、舊時の邊界を踏査すへき也。越江の流民は、一年を限りて撤退せしめられたし。典籍に徵するに、圖們江、其源を長白山に發し、吉林朝鮮分界の河たるは、彰カタマリとして考ふへし。而も亦豆満江の名なし。豆満は圖們の轉音にして、圖們江以北は、清國の領土なるに、貴國の民、江を越えて地を墾する者次第に多きに至れるなり。

勘界使之に答へていふ、豆満江は源を白頭山の餘麓に發し、敝邦内地の江名に係る。豆満は敝邦の方言也。茲に辯する所のものは土門にして、而して貴國の人は、毎に土門トム圖們トムを混じて之をいふは、驚かさるを得ず。土門の名は、烏喇總管の定界碑にも見え、土壁門の如きより稱せるものにして、敝邦の人は、此流を土門江トムと認めて今日に傳へたり。もし豆満を以て土門となさは、「東爲土門」の義ミテ符合せず。海蘭河は源を下畔

嶺に發し、下流は豆滿江に合す。分界江即ち是なるのみ。分水嶺は鴨綠土門東西分水の處にして、碑は即ち其上にあり。東の谷に沿ひて下らは、石堆土堆あり。而して豆滿江に發源の處と相距ること遠く、其間岡嶺を隔つること百餘韓里、敵邦の人、豆滿江を以て界限と認めさるは故なきにあらず。鍾城の越邊九十韓里、帽子山の下、索加土といふ處あり。貴國の人、開市の後、商品を朝鮮人に運搬せしめ、此地に至りて國境なりと稱して入らしめす。貴國の官吏、亦旗を立てて標限となす。是に於て敵邦の民は、之を認めて國界となし、役に服せしこと二百四十年、今停廢せるもの四年也。願はくは是等の情況を周察し、小邦の民をして、皇上至仁の政を體せしめられむことを。

以上は兩國派員の談判の大要也、己にかくの如く、互に相持して下らざるここ兩日、十月一日、遂に山に登りて勘査を行ふに決し、兩國派員、鍾城より茂山に向ふ。總員四十四名、馬二十八頭、内九名の人と馬一頭とは、茂山より、四名の人と馬四頭とは、甫乙鎮より、各回程歸還せり。

十月六日、兩國の派員は、茂山に於て更に議論を開始せり。朝鮮勘界使いふ、往昔定界の標限は、即ち碑堆也。此行先づ碑界を審にし、若し豆滿江其界たらは、更に辯論の要なし。若し土門江其界たらは、再び論議する所あるへし。清國派員いふ、土門豆滿の一水たるは、已に明瞭にして、何ぞ再査を須るむ。今回當に土門江の邊界を査すへき

のみ。朝鮮國王の咨議にも、土門江の舊界を查明せられたることあり。會寧に於ける定議も亦然りしを、未だ數日ならずして變更するを得へけむやミ、勘界使いふ、舊界の查明こは即ち立碑の舊界を謂ふのみ。先つ碑界を看なは、問題は解決せむ。清國派員復た前言を反覆して、查碑の議に從はす。勘界使又、分水嶺の一碑なくんは今日の論あるへからさるに、查碑を餘事こなすは誘惑に勝へすといひ、清國派員は、此行の主旨、查江にありて、查碑は餘事なり。先つ餘事を行ふは、派遣の使命に違ふこ主張し、勘界使は、更に、碑は定界の基本なりこ論し、清國派員は、江あつて而して後碑ありこて、江を基本なりこし、之を經書の正文と疏註こに譬へて相争へり。

七日の談判に於て、又多少查碑查江の爭議あり。遂に互に私心を去つて公査をなすへきを約し、明日を以て發程せむこ會議せり。

兩國の派員は出發せり。十一日、途上、三下江口に於て、更に爭議を生せり。蓋し清國派員は山に登らすして西豆水に向はむこせるを以て也。朝鮮勘界使いふ、見受くる所によれば、遍ねく山水を探りて、境域を尋ねむこせらるゝも、是れ無用なるへし。清國派員いふ、邊界明かならざるか故に勘查をなすに、遍ねく山水を調へすしては、邊界の何れにあるかを知るを得ず。勘界使いふ、今始めて山水を遍勘して境界を知るこいはく、當初立碑定界の意安くにあるか。清國派員いふ、土門江か國界たるは千古變せず。然れ

こも、碑は僅に百餘斤に過ぎざるものなれば、何者か其位置を變更せしやも知るへからず。碑文によれば、もご土門江源の西、鳴綠江源の東、即ち兩江中間の分水嶺上に碑を立てしここ明かなるも、兩江の源を查明せさらんには、此碑が果しててもこの位置にありや否やを確むる能はす、碑の傍に石堆木椿ありごいふも、是れ皆人力を以て造るへきもの。碑の設けられしも約二百年前なれば、木椿朽ちすごもいひかたく、後に設けたるものごもいはしいはるへし。山水を遍勘せざるへからざる所以也。勘界使いふ、我國王より土門江の舊界勘査を請へるは、即ち碑東の封堆、及水源を指せるものにして、敵邦の人は、碑堆か土岸ご相連つて門の如きか故に、今日に至るまで之を土門江ご認め來れり。吉林に於て之を黃花松溝子ごいふといへし、そは我が關知する所にあらす、碑にしてもし後人の移建たるを疑はく、上古三代以後、豈信憑すへきの蹟あらむや。斯の如くならは、相互の考一致せざるものご見なすの外なく、西豆水の踏査に赴かむごせらるゝをも、強ては止めざるへし。清國派員いふ、貴國王、土門江の舊界を査するを請へるは、土門江の上下の流脈を勘明するにあるなるへし。碑傍の黃花松溝子の下流、土門江ご通せは、亦之を土門江源ごいふへし。もし松花江に入らは、是れ土門江の源にあらさる也。勘界使いふ、大抵碑東の水は、其下流松花江に入る。豆滿江を以て界ごなさは、其源は碑堆に接せず。是れ今まで境界分明ならざる所以也。今や碑は以て據るに足らずごせらる。

界は碑に在りて、而して碑は疑はるゝすれば、將た復た何の援證すへきあらむや。清國派員いふ、碑は證據とするに足らずといふにあらず。江ご碑ご符合すればよし、符合せざらむには、更に安商辦理すへしといふのみ。勘界使乃ち、復た土門舊界の勘査は、豆滿江勘査にあらざるを述へ、迂回踏査の徒らに日子を費すを説き、碑は移すへしとするも、堆の移すへからざるを論じ、若し碑堆を移す如き大工事を行はく、清國に知られずして済むとなしといひ、遂に清國派員ご同行するは、我國の内地を行くに過ぎずして、國境の勘査にあらすごして、之を辭するに至れり。

清國派員いふ、もし江源を會勘するを願はすこせらるゝならは、之を強ふること能はず。されど其執つて動かれさる議論は、辯せざる可からずごて、圖們豆滿の一水たるを反覆し、互に靈心平氣、會勘妥商するを可となすへきに、其内地なるか故に同行すへからすこいはゞ、圖們江勘査の着手を得へからず。又今回の事、單に查碑に止るものごせは、朝鮮國王より我禮部に咨請せる本意に符合せず。江流を會勘せすごして、唯碑ご土門ごをのみ調査するは、是れ使命を了するものいふを得ず。勘界使いふ、貴所指して松花江の上流ごする所のものは、敝邦の人は土門江ごして之を知る。幾百年傳來の江名、今に至りて之を諱むを得むや。西豆水は、碑堆の南に於て、之ご相隔つる諸川中、最絶遠こなす。然るに之を豆滿江の正源ごなして、往いて勘界せられむごす。未だ碑面を一

見するに及はずして、時日を勘江の間に虚送す。是れ同行する能はざる所以也。貴所查碑を欲せず、是れ勘界せざるに等し。もご立碑の事なくんは、焉そ、定界の論あらむやご。辯論回を重ねて三日に及へり。

さて兩國の派員は、豆滿江の上流、西豆水、紅湍水、紅土山水、合流の處に於て、江の正流の何れにあるかを知る能はざるを以て、十月十三日、路を分て踏査するの議を決し、各其部署を定めて之を實行せしこそ、前に一言せし所の如く、又十一月八日附の往復公文書によれば、三路の地勢の委曲を知悉するに足るものあり。然れども、唯それ地勢を詳にせしに止りて、土門豆滿の爭點を解決し、國界を畫定せりといふにあらず。解決の必要地點たる土門源流の處に至りても、「朝鮮呼爲土門」といひ、其下流は「入松花江」といふに止り、専ら地形を詳錄して、以て定界の参考となしに過ぎざるものゝ如くなりき。

兩國の派員は、やかて歸途に就けり。勘界使李重夏の白頭山日記によれば、彼は一二二日を以て長坡に、二十七日を以て茂山に到着せり、されば十月二十八日より十一月二十日までの按撫營よりの報告は、皆一行歸還の實況を知るに足るご同時に、いかに入馬の多數にして、一行の擾々たりしかをも想察すへき也。かくて李重夏か、清國の派員秦煥、德玉、賈元桂等と共に、會寧に歸着したるは、十一月十日なりき。

勘界の目的は遂に達せず。實に十一月二十七日の會寧に於ける談判、及其時の往復文に徵するも、清國派員は、寧ろ定界碑の位置か、所謂圖們江の水源を符合せざるをこそ怪しめ、毫も當初の所說を曲くるに至らす。朝鮮勘界使、亦碑堆の後世の移建にあらざるをこそ辯すれ、毫も土門圖們同一の論に従はざりし也。而して清國派員は、解決を得ざるまゝに歸途をいそき、十二月三日、秦煥以下七名は和龍嶺に向ひ、德玉以下六名、及賈元桂以下九名は、璦春に向ひて出發せり。

此時李重夏の王に上りし啓文は、上章已に一言せるを以て、重ねていはす。但其啓草別單に於て、彼は更に具體的に、國境問題を考慮して以爲らく、（一）、碑文に東爲土門こあるより見れば、土門江の國境たるや明かなりこするも、其下流は曲折して松花江に入り、其間に何等標限なきか故に、何れの線を以て境界こなすへきかは難問題也。立碑の處こ豆滿江の源流こは、相隔りて連續せず。立碑の處より谷に沿ひ、下りて松花江に出づるを以て國界こせは、竇古塔、吉林等は、皆朝鮮の地たらさるを得ず。さればこて、山脊を以て國界こなせる事實もなし。止むなくんは、鍾城の越邊九十韓里なる帽子山下を以て、兩國の境こ認めむこせしも、清國派員は同意せすくて、國界勘定の至難なきを説き、（二）、古より豆滿江を越ゆるを禁じ來りしか、己巳、庚午（明治二年、同三年）の大歎より以來、潛に之を越ゆる者多く、辛未、丁丑（明治四年、同十年）の間に、是

等の韓民を江南に撤退せしめむこせしも、皆貧困にして歸還するを得ず。清國の招墾局も、亦實は牛穀を給して開墾せしめし事實あり。總して豆滿江の南は、地瘠せて凶作亦つゝけるに反し、一たひ江を北に越ゆれば、一望瀕然、地の利江南に倍蓰するか故に、禁を犯して往く者益多く、定界の論起るも、愚民は其結果を待たずして、移住を繼續するか故に、こゝ數年の中には、江南の列邑空虚となるやも知るへからず。是れ國家の利益にあらざるを以て、更に邊境の禁を嚴にし、商務局の憑票なき者は、一切江を越ゆるを得ざらしむるを急務す。已に江北にあるの民々雖、統首を置いて互に相制せしめ、遁れて露領に入るの弊ながらしむへしこ主張して、間島に事端を生せさらむこことを謀りしも、事到底實行すべくもあらざりき。

第四章 丁亥の勘界談判

乙酉の勘界遂に合議に至らずして終りしを以て、其翌々年丁亥（我明治二十年）四月、更に再査を行ふこゝなりぬ。督理吉林朝鮮通商會辦邊防營務所秦熺以下十五名、三月二十六日、和龍嶺より會寧府に先着して、朝鮮勘界使の到るを待ち、璦春承辦處德玉以下十六名は、四月八日、亦會寧府に到着し、總理璦春黑頂子等處屯墾會辦邊防營務處方

朗以下七名は、四月十八日、亦同じく會寧府に來れり。而して德源府使李重夏は、再び勘界使として、三月十九日を以て德源を發し、四月二日吉州を經由し、三日明川に泊し、四月五日會寧府に到れり。

李重夏の啓文によれば、秦煥は會寧に着するや、十五碑を紅湍水に運び、界を紅湍三池の上に立てむこせりこいふ。是に於て、李重夏の會寧に着するや、四月七日、秦煥こ談判を開き、紅湍水を以て界こなすの謂れなきを論辯せり。十一日、清國派員答辯を與へたり、其要領にいふ、前年の勘界は、江流に因りて江源を探れるものにして、先つ江源を選んで江流を定めたるにあらず。穆克登建つる所の碑は、查邊の碑にして分界の碑にあらず、紅湍水を以て界こなす、何の不可かこれあらむや。十三日、勘界使之に答へていふ、定界碑に東爲土門こあつて、實際土岸の門に似るものあるか故に、之を認めて土門こす、又鍾城の越邊帽兒山下を國界こ傳へ來れるを以て、豆滿江北一帶の地を、朝鮮の領土こ思惟せるのみ。土門圖們豆滿の轉音たるこ、碑東の谷の水が流れて松花江に入るこにつきては、從來深く考へたる者あるにあらず。又山上の碑石は、國の標限こ認められたること三百年、國史野乘に備載せざるはなし。然るを曩には、之を目するに後人の偽作を以てし、之を疑ふに奸民の移建を以てす。是れ強て辯するを須たずして自ら明かなるへし。又邊を査して石を建つ、是れ界を定むるにあらずして何そ。盛京通誌

に、長白以南は朝鮮の界なりと見え、欽定通典に、朝鮮は圖們江を以て界となすとあり。査邊立碑の時、何ぞ長白を捨てゝ小白に立て、圖們を捨てゝ紅湍水に立てむや。唯圖們の源は、碑を距ること遠きか故に、土堆を設けて之を相接せしめたるのみ。要するに今回勘碑は、敵邦只謹みて圖們の舊界を守るを知るのみ。

翌十四日、清國派員之に答へて、定界碑の松花江上流にあるへからさるを説き、先づ土地測量の爲に委員を派遣し、相伴つて之に隨ひ、一同前進、圖們江流に順つて江源を尋ね、以て國界を定めむことを促せり。是に於て翌十五日、勘界使は山上の碑の定界碑たるを反覆立證し、紅湍水は朝鮮の境内にあるものにして、之を圖們の正流となして界を立つるは妥當ならず。所謂大圖們江は即ち紅上水なるか故に、更に一碑を紅土水源に立て、以て穆克登の定界碑を補ひ、是を以て邊界となすに於ては、敢て異議なしといひ、頗る清國派員に歩を譲りし形跡を見るに至れり。勘界後提出せし李重夏の啓文に徵するも、彼は遂に土門豆滿を一江となすを爭はざるも、紅土水は即ち大圖們の源なれば、之を界とせむことを主張せりと見えたり。

十五日、清國派員は、明後十七日より江源の測量に着手せむと照會し、勘界使亦直ちに覆照するに、吳元貞等二名を遣はし、十七日より同行せしめむことを以てし、紅土水は確かに大圖們江なれば、他水は勘査の要なきを陳辯せり。

二十日、清國派員、重ねて山上の碑の分界碑にあらざるを述へ、併せて先發委員の後を追ひて、共に出發するの日を定めむことを照會したりしかば、勘界使は、復た山上の碑は分界碑たりと反駁し、紅土山上に一碑を増建するの説を反覆し、先つ此事を論定して後、入山の日を議せむと回答せり。之に對して清國派員は、かくの議論に時日を費すここ無用なれば、二十二日を以て取敢へず出發し、沿道に於て指證せむと申込み、勘界使は之に答へて、大小圖們江は已に中外の地圖に瞭然たれば、遠く他水を勘査するの要なきも、貴所は遍ぬく江源を勘査せむと欲して、我言を納れされば、私は必しも強辯せず。教により二十二日を以て程に上らむといひ、二十二日、方朗、德玉と、各兵丁を率ゐて茂山に向ひ、秦煥亦其後を追ひて發程せり。

二十九日、茂山の西なる長坡に於て、李重夏、清國派員に照會していふ、今回土門再査の事、我は先づ紅土山を勘せむことし、貴所は先づ西豆水を勘せむことす。一同先づ紅湍水に往きて水源を査し、然る後長坡に還り、更に西豆水に往くか紅土水に往くかを議せむこと。清國派員亦之に從ひ、明日を以て紅湍水に往くを決す。

是に於て、閏四月二日、相携へて紅湍水を査し、同六日長坡に還り、再び長白山に入り、圖們江源を勘せむことを議す。而して清國派員は、西豆水を勘せむことし、茲に又其勘査につきて爭議を生せり。同八日、李重夏、清國派員に照會すらく、西豆水の交界に

關係なきこと、往年屢々辯せし所。然るに貴所は、復た往て之を勘查せむこす。理實に解すへからず。我は此議に從ひ難しこ。清員答へていふ、凡そ圖們江と相連れる川は皆勘查すへし。况や西豆水は、江身の大なるものなるに於てをや。貴使は又曩に西豆水に往くか紅土山に往くかを議せむといひて、今前議を更ふるは何ぞや。李重夏答へていふ、江源勘查の事、唯理のある所に順ふへきのみ。今已に長白山口に到り、勘すへきの路を捨てし、圖們の源流にあらさる西豆水を查するは何の理そや。

翌九日、清員は、圖們江と西豆水と已に同流なれば、安んぞ圖們江か西豆の源より出つるにあらざるを知らむ。されば、十一日を以て同往勘查すへしと主張し、李重夏は、國界已に欽定會典圖說、皇朝一統輿地全圖等に明示せられて、天下に刊布せられ、大圖們江の何れなるかも明がなれば、之を熟覺せられよとて、皇朝一統輿地全圖中、吉林朝鮮交界の部の模寫本を呈し、猶十一日同行の議に從はず。清員亦遂に答案を與へす。

翌十日、又交渉あり、清吏いふ、貴使は紅土山を以て界を定めむこし、秦督理の意は西豆水にあり。斯の如くにして少しも枉けすんは、豈妥定の日あらむ。今にして決せすんは、更に欽差の來るあらむこす。所說を拘執せずして、折合はれては如何。李いふ、圖們江自ら其限界あり。豈其内に縮定すへけむや。清吏いふ、縮地にあらずして増地なり。李いふ、敵邦豈分外一步を占むるを欲せむや。清吏いふ、一步と雖縮むへからざる

は、我等も亦然りて、怏々として止みぬ。

十三日より、一同長白山に入り、紅土水を溯り、源盡くる處を窮め、轉じて立碑の處に至り、山形水容を探る。十六日清國の派員三名、相集りて李重夏に迫り、紅土水を觀るも碑堆に接せず、而して碑は後人の移建せしものにして、其移建の人も知れ居れるも、明言するに忍ひす。堆はもご清朝か長白山を祀る時の往來の標識なりといひ、李は之に答へて、紅土水が碑堆に接すれば、勘界の紛糾ある筈なし。而して碑は後人の移建にして、其人の名たに知れたりしこせは、明白に公文を以て之を示されたし。是れ實に一大事件なれば、我朝に奏して究辦すべし。而も之を公言せられさるは何の故そや。又堆の事につきては、穆克登の立碑の時に往復せし舊案文あり。亦疑を容るへからずて、辯難幾回、毫も相下らさりしかば、清國派員大に怒り、任意紅湍水に決せむといひ、李は三百年來の舊界を變じて、新に他界を定むへからすごいひしに、清國派員、益激怒厲聲、以て李に迫りしかば、李亦、吾頭は斷すべきも國疆は縮むへからさるを答へ、談判遂に局を結はすして別れたり。

十九日、公文の往復あり。要は紅土水を以て界とするか、せざるかの論争也。

かくて談判復た纏るに至らす。二十四日長坡に出て、五月二日茂山に還り、五月六日、李重夏の一行と秦煥の一行とは、前後して會寧に歸着し、翌七日、德玉の一行も亦會寧

に到る。而して方朗の一一行は、暫く沿道視察の上、十五日を以て會寧に來れり。
之より先き、五月十一日、清國派員は、測定せる山水路程を照會し來りしか、其里數
一切合はすごて、李重夏は之を還附し、別に水陸の里程を記して之に答へたり。而して
此頃より、石乙水を限ごなすの議起りたるは、清國派員も談判を纏むるに務めしを知る
べき也。

十五日、李重夏、會寧に於て秦煥を訪ひ、何れの川を以て大圖們江ミセムコするかを
謀り、皇朝輿圖に據らむことを主張せむごせしむ、秦煥は答ふるに、皇朝輿圖の信憑す
るに足らざるを以てせしむは、李重夏は、然らはそれまでなりごて、歸京せむごせしに、
秦煥は、繪圖成るまで待たれよごて、之を引止めたり。翌十六日、李は更に方朗を訪ひ、
境界の議遂に纏まらざるを以て、歸途に就かむとするを告げ、再次會勘、猶決定に至ら
さるを恥つる旨を述へしに、方朗は亦之を然りごし、石乙水を以て定界ごなさは、貴國
は長坡をも失はすして利益なるに、猶紅土水を主張せらるゝは何の故そや、と反問し、
李重夏の啓文に曰く、華員亦自知其洪丹水不合圖典無以勘定、乃又第覈一枝流、名石乙水者要與
定界、蓋石乙水者、自長坡沿紅土水上八十里、未及紅土山十餘里、而自西南來滙紅于土水者也と、李重夏は、
紅土水ミ石乙水ミは、其間相距るごこ數里に過ぎずして、而も無用の地たりご雖、國家
の疆土は尺寸も甚重しごて、紅土水を界とするを主張せり。

かくて談判解決を見ざるを以て、十八日、李重夏更に清國派員に照會していふ、茂山

以西の沿流、長山嶺の西邊、紅土水と石乙水と合流の處までは、已に勘定を經たれば、
剩す所は、唯其兩水の源流に關する問題のみ。即ち敵職は紅土水に界を立てむことし、貴
所は石乙水を界させむことす。兩水の間數里に過ぎざるも、疆土の事は慎重を要するを以
て、公平に審議せられむことを望む。翌日、清國派員は之に答ふるに、石乙水か舊界
と符合するを以てせり。勘界後、清國派員の上りし奏文によれば、彼等は、輿地全圖の
所謂大圖們江は西豆水、小土門江は紅湍水にして、穆克登の定界碑は、此紅湍水の三汲
泡一帶の分水嶺上にありしものなるへしこ思考せし也。

談判は依然こして纏まらず。兩國の派員は、五月二十七日、會寧より別れて歸途に就
けり。

(此篇を草するに當り、宮崎法學博士は耳溪外集を、小藤理學博士は地圖を、各示さ
れたる芳情は感謝に堪へす。又先年、本間九介君の贈られし勘界謄錄より、多大の
資料を得たるは、最幸こする所也。)

